

## 米子市建設工事等入札・契約審議会会議録（平成22年度第2回）

**日時** 平成23年2月28日(月) 午後2時  
**場所** 米子市役所本庁舎402会議室  
**出席者** 委員 松原雄平(会長) 牧田幸人 竹下靖彦 西村正男  
中村富士子 田原麻里  
事務局 入札契約課 齊木課長 奥谷課長補佐 高橋主幹  
工事所管課 水道局 土木課 農林課 計画整備課 施設課 環境事業課  
**議題** (1) 平成22年度上半期の発注状況についての報告  
(2) 平成22年度上半期の入札契約の運用状況について審議

### 議事内容

[午後2時開始]

事務局 これより、平成22年度第2回の審議会を開催させていただきたいと思  
います。議事進行につきましては、松原会長により進行をお願いいたし  
ます。

松原会長 では、議事に入ります。はじめに、事務局から本日の議題について説明をお  
願いします。

事務局 それでは、説明に入らせていただきます。まず、今回の資料につきまして、  
前回この審議会でご要望のあった改善点について、その内容をご説明し  
ます。  
まず、第1点目といたしまして、工事落札率の表において工事種別区分をよ  
り細分化しました。第2点目として随意契約においても落札率を掲載しまし  
た。第3点目としてこれまでの工事だけの落札率ではなく委託業務においても  
落札率を記載しました。さらに第4点目としては、最低制限価格においての失  
格者数のデータも掲載するようにいたしました。  
また、竹下委員からご要望のありました野田市公契約条例の資料も添付して  
おりますが、この内容については審議においてご質問を受けた際にお答えした  
と思います。  
では、次に、平成22年度上半期の落札状況の概況を、ご説明いたします。  
※「平成22年度上半期建設工事等発注状況資料」について説明。  
概要・・・平成22年度上半期落札状況で、工事については平成21年度と同  
じ単純平均落札率89%となる。委託業務入札について、平成19年度、20  
年度がそれまでの落札率90%台が一気に82%や84%になり、その翌年度  
21年度にはまた90%台になったのは、その2ケ年度に急速にダンピング的  
な入札が続出をし、中には予定価格の30%程度のもも出現するようにな  
り、設計業務の品質確保の観点から最低制限価格を平成20年10月から採用  
したため。  
次に、制度改正についてのご報告です。  
前回、委員の更新時期でもあるため米子市における入札制度を説明いたしま  
しましたが、その後の制度改正についてはまだ年度途中ということもあり、制度改  
正はしておりません。  
なお、新年度における制度改正予定をご報告いたします。  
前回の審議会でもお話をしましたが、最近の激しい価格競争入札に対して県  
が最低制限価格の引上げを平成22年8月から実施しましたが、米子市におき  
ましても工事の品質確保等を目的として新年度発注予定工事から最低制限価格  
ラインを県と同様に予定価格の90%程度までに引き上げるように準備を進め  
ております。  
次に随意契約について透明性をあげるため、100万円以上の業務委託契  
約、130万円以上の工事請負契約については、その契約状況についてホーム  
ページで公表するように、準備を進めています。  
以上が、概要ですが、何かご質問があれば、補足説明をいたします。  
何か委員の皆さんでありますか。  
前回の資料では、工事入札の種類で通常型指名競争入札の場合が掲載して  
あったのに、今回はないのはなぜですか

松原会長  
中村委員

事務局 工事入札においては、原則として入札参加者を募集する工事希望型指名競争入札としており、通常型指名競争入札は例外扱いとし、年間の道路維持管理など1年間の施工能力を考慮せざるを得ないような年度末に入札をする物件にし適用しておらず、今回の審議案件としての上半期には実施していないためです。

松原会長  
事務局 最低制限価格の引上げラインは「90%」？それとも「90%程度」？  
県が「90%程度」としていることから、米子市も「程度」と考えています。現在、90%前後に算出結果が多く出るような算出式のシミュレーションをしているところです。

松原会長  
竹下委員 では、次に委員の皆さんから抽出された案件の審議に入りたいと思います。工事発注表様式の備考欄には「入札参加申込者が多数の場合には入札に参加できないことがあります」との記載があるが、この多数とはどんな意味か？

事務局 これは、市の工事入札での基本としている工事希望型指名競争入札における2割非指名方式のことです。この方式の内容としては、工事の発注金額ごとに入札参加者基準数を定めており、例えば1000万円未満なら8社、1000万円以上7000万円未満なら9社とか定めており、もし、入札参加申込者がその基準数以下なら全員を入札に参加させるが、基準数を超過しているときは、申込者の2割を指名から外すものです。

その意図とするところは、工事希望型指名競争入札は、一般競争入札とほぼ同じ形で広く入札参加者を募るもので、その反面、工事成績の良い会社も悪い会社も、そして何度も受注できている会社も一度もできていない会社も同列で入札に参加できるという問題点もあります。そのため、基準数を満たしているほど参加希望者が多い入札では競争性は確保されているという前提のもと、工事成績や受注実績を点数化し、工事成績の良い会社や一度も受注していない会社が高い点数を付与されることで、入札に参加しやすくなっており、それらの問題点の改善ができるようにしたものです。

竹下委員  
事務局 その2割非指名を適用する例は多いのか？  
手元に資料がないので正確なデータではないが、そんなに多くはなく、大体入札件数の10%程度ではないかと記憶しています。

竹下委員 では、これは入札としての良い面もあるが、悪い面もあることへの対応ということでの措置であると考えていいのか？

事務局 入札としての競争性を確保していることが前提での対応と考えている。

田原委員  
事務局 この2割非指名のルールの内容は公表されているのか？  
ホームページ等で公表している。

竹下委員 No.30の「中央ポンプ場雨水沈砂池機械設備改築工事」入札では、10社のうち9社が失格している。工事内訳書にある機器とはどのようなものを指しているのか？

事務局 下水処理施設として雨水の砂やごみの除去関係機器であるが、メーカーを特定しての機器ではなく、設計書で性能を示しておく性能指定での機器で、受注業者が製作するものである。

竹下委員 この工事内訳書を見ると、この機器費は高いところと低いところでは1800万円も違うが、同じような機能のものならこんなに差があるようなことでは問題ではないか。

事務局 この機器は性能指定で各社が独自に製作するので、その製造又はコスト削減のノウハウが異なることから金額には差が出てくることはあると思う。

さらには、機械器具設置工事では一部改修では電子制御とかの関係で既存機器の設置メーカーが有利になり他社が入札に参加しづらいが、本件は機械設備を全面的に更新するもので多くの会社にとって入札に参加しやすい数少ない入札物件であることから激しい価格競争が行われたものと考えている。

竹下委員  
事務局 この機器費積算については、建設物価とかで決まっているものか？  
今回の機器はオーダーメイドのもので、このような場合は公共工事積算価格のようなものはないことから、関係業者から参考見積を集めた上で積算することになる。

竹下委員 工事として全面取替の方が簡単なのではないか。この機器費のこれだけの差をどう考えればいいのか？

事務局 今回の機器については、出来合いの物を各社がどこからか買って据え付けるというのではなく、性能指定をした各社での受注生産品なので、各社での相違は出ると思う。

施設課 一定の性能を満たせば良いという性能指定のもので、その製造過程における諸経費部分を別途計上ではなく機器費に含んでしまう会社もある。

竹下委員 落札者は、このような工事で施工実績がきちんとある業者か？

事務局 入札参加希望者募集時点で、今回は、参加条件として同種工事における施工実績が必要とした。ちなみに今回求めた実績としては、設置場所の中央ポンプ場での規模の半分以上での工事規模を基準とした。

竹下委員 その発注実績は1件でいいのか？

事務局 基本的には1件としている。場合によっては高度な工事については、複数件数の実績を求めることもあるかもしれないが、条件を厳しくすると特定の業者のみの参加となり入札としての競争性に問題が出ることもあり、通常は1件の実績で参加条件としている。

竹下委員 その実績を確認できる資料はどのようなものか？

事務局 入札参加申込書提出時に工事概要がわかる契約書又はコリンズ（工事实績情報サービス）での資料も一緒に提出してもらうことにしている。

竹下委員 今回の機械の耐用年数はどれくらいか？

施設課 15年間です。

竹下委員 では、15年後にはまた同じにして取り替えるのか？

施設課 耐用年数としては15年間だが、現実としては、今回の機器は途中で補修・保守もすることによって30数年間持たせて使用し続けた。今回はそれも限界にきての取替えであるが、次の新しい機器についても同様の取扱いをして長期間使用する予定である。

竹下委員 工事内訳書を見ると各社で一般管理費とか据付工事費なども大きく違うが、落札を決定するときは、その項目ごとでの金額がどうなっているか考慮しているのか？

事務局 工事希望型指名競争入札は、あくまでも入札金額により落札者決定であるため、その内訳についての判断はしていない。

竹下委員 あまりにも各社で内訳が違うのできちんと積算しているのか不審をいだけてしまう。

中村委員 予定価格を作るとき、今回のようなものは各社から参考見積を集めるということだったが、何社から集めるのか？

事務局 何社から集めなければならないという決めたものはなく、設計担当課が必要に応じて集めることになっている。

中村委員 その参考見積書は、入札参加者からも集めるのか？

事務局 その場合もある。

中村委員 その見積書の金額が高すぎたのではないかと？高い金額での見積書なら予定価格も高いものでなるのではないかと？

事務局 高い金額での見積書が出てくる可能性は理論上ゼロとは言い切れない。しかし、そのため見積書は複数の業者から集めて、その中で全体的に見て高すぎるもの低すぎるものは、いわゆる異常値として積算対象から外すなどの工夫をし、詳しくは述べられないが、残った見積書から平均値とか最低値とかを採用するようにしている。

中村委員 それは随意契約の金額設定に近い方法ということか？

事務局 随意契約であっても標準単価があればそれを採用しており、それがいない場合の適正価格算出の方法として参考見積を集めることになっている。

中村委員 その見積書は全国から広く集めているのか？

施設課 今回の案件については、全国のプラントメーカー5社から集めた。

松原会長 今回は、各社が失格覚悟で入札をしたということか？

事務局 そのように考えている。さきほども話したが機械器具設置工事や電気設備工事のように機器関係が重要な構成内容となっている工事では、電子制御システムとかの関係で一部取替工事では既存機器メーカー以外のところは入札に参加しづらいが、全面取替のときは数少ない参入の機会として激しい価格競争となる傾向がある。

竹下委員 失格者が大量に出てくるような入札では談合の疑いもあるのではないかと。1社だけ本命が残り、残りはわざと失格をするというような形もある。後々のメンテナンスのことも考えると低価格での談合をしているということもある。

事務局 最低制限価格というものは、それを下回れば適正な工事施工や利潤確保も難しいラインということで設定してあるもので、談合ができる環境にあるなら、もっと高いラインでの落札率となると考えている。今回の事例は、失格覚悟でも、受注できるものなら受注したいという激しい受注競争の結果と考えている。

特に今回の事例は、これまでも述べたように標準積算単価がなく、市が独自に参考見積をもとに積算内容を作成し、しかもその積算内訳の金額は非公表であったことから、各社が機器費がいくらになっているか読みきれない要素もあり、最低制限価格ラインが分かりづらいものであったことも関係していると考えている。

竹下委員 その機器費の製造価格は、各社ではそんなに違わないと私は考えている。なお、米子市の入札制度の説明資料の中で、「低価格入札制度」があるが、この工事に該当させることはできなかったのか。この制度は死文化しているのか。工事に使うお金は税金であり、有意義に使うべきではないか。

事務局 低価格入札調査制度の取扱いについて説明いたします。この制度は、最低制限価格制度のように1円でもラインを下回れば即失格というものではなく、もし、ラインを下回っても調査をして工事が適正にできない場合のみ失格させるというものである。実は、この制度は、平成19年度までは米子市での工事入札の主流であった。

しかしながら、その数年前頃から公共工事の減少化の中、激しい受注競争によりダンピング的な低価格入札が続出するようになった。そのたびごとに膨大な労力と時間をかけて調査をしてきたが、そのため工事の発注が遅れるという弊害が顕著となってきた。さらには、低価格でも落札できるという結果から、価格競争はますます激しさを増し、入札をするたびに値崩れしていく状況が続くという悪循環も出てきたため、平成20年度から最低制限価格制度に移行したものである。

なお、この最低制限価格制度について補足させてもらうならば国にはない制度である。国は低価格入札調査制度しかないが、これは国の場合には体制的にも調査が可能だとしながら、地方自治体では、その調査体制を組めないことも予想されることから、調査することなく、即失格とできる最低制限価格制度というものを地方自治法の中で認めている経過もあるもので、頻発化する低価格入札に対して、市としては対応の限界が来ていたのも事実である。

田原委員 この入札では、参加条件をクリアした10社のうち9社が失格するというのは、予定価格が高すぎたということはないか。もっと安くできたということはないのか。最低制限価格の見直しが必要ではないか。

事務局 最低制限価格の設定については、一定の計算式のもとにしている。なお、今回の入札案件のように、機器費が相当部分を占める場合は直接工事費の全体に占める構成比率が通常と違うため、特例としての計算式を採用している。発注表にも記載しているが、通常であれば直接工事費相当は100%換算するが、特例のときは、機器費相当部分だけは90%しか換算しないことにしている。このような措置をしても失格者が多くでるのは、背景として激しい受注競争が行われたと考えている。

田原委員 企業努力により、入札金額を安くしていることも考えられ、良いものを安くという企業努力が失格となれば、その努力が報われないのでないか。失格者を少なくするルールを作ってはどうか

事務局 今回のように機器費が含まれる場合の最低制限価格設定については、特別な計算式にしていたが、それが実情に合わないかどうか見直しが必要なら検討する。

田原委員 入札における失格者というのは全て最低制限価格制度によるものか？

事務局 必ずしもそうではない。単に書類不備の場合もある。例えば必要な書類の添付忘れとか記載ミスとか。しかし、ほとんどの失格は最低制限価格制度によるものである。

竹下委員 入札参加者の過半数が失格になるような入札はやりなおすべきだ。それは入札に参加したものの連帯責任ですよ。今は最低制限価格も上がっており、工事は何回もやり直す場合以外は業者が赤字になることはないと考えている。談合のとき本命を残すため辞退という方法より失格することを選んだ方が問題にならないと考えているのではないか？失格が続く業者にはペナルティを与えるのかも考えてはどうか。

松原会長 入札者の過半数が失格ということは、過半数のものはその金額でやれると判断していたのではないか。予定価格か最低制限価格を見直す必要があるのではないか。

西村委員 市として今回のような失格者が多く出て1社しか残らないような事例では談合があったとは考えていないということか？

事務局 談合があったとすれば、一般的に利益を確保する観点から最低制限価格ラインでの落札ではなく、もっと予定価格に近い金額での落札が可能であると考えている。このように失格者が大量に出るのは、あくまでも業者間での受注をどうしてほしいという激しい価格競争の結果であると考えている。

中村委員 No.54から56の学校関係の建築工事入札では、契約金額が大きい物件なのに、入札参加者数が3者とか4者とか少ないし、同じようなメンバーになっているが、競争性が少ないのではないか？

事務局 これら大型の建築工事については、単独業者ではなくJVとしての入札参加方式としている。現在の運用としては、2億から4億円については2社JV、4億円からは3社JVとした上での入札であることから、参加者数としては単独参加時よりは減ってしまう。さらに同じようなメンバーということについては、元々市内でのA級業者は16社しかおらず、これらを中心とした組合せとなっているためである。

中村委員 なお、参加者数が少なかった要因としては、他に現在建築工事については、市の今回のような耐震大型工事が県をはじめ近隣町村でも一斉に始まり、そちらでの技術者配置とかの関係もあったと聞いている。

事務局 もっと入札参加者数を多くして競争性を高めてはどうか。

事務局 金額の割に入札参加者数が3社程度が少ないと言われるとそうかもしれない。

竹下委員 市内業者だけでなく県内業者を対象にするなど参加範囲を拡大してはどうか？

事務局 入札としての競争性ということも大切だが、市内経済活性化の観点からは、地元業者への優先発注を基本としており、議会からもそのように要望されている。

牧田委員 No.G23の小学校外壁工事実施設計業務の入札で、落札不調による随意契約とあるが、どのようなものか説明してほしい。

事務局 この業務委託については、通常型指名競争入札で執行しているが、3回入札しても予定価格に入札金額が達しなかったため落札者はなかったものである。このような場合、メンバーを入れ替えて再度の入札という方法もあるが、今回の案件は、この設計に基づく外壁改修工事を小学校が夏休み中に行うという時間的な制約もあり再度の入札をする余裕もなかったことから、3回目に最低金額を提示した業者と予定価格以下の金額で示談としたものである。これは法令でも認められている「再度の入札に付しても落札者がいない場合は随意契約ができる」というものを活用したものである。

牧田委員 そのような事例は、よくあるのか？

事務局 まれである。

竹下委員 以前は談合があるような場合は、3回の入札とも同一人が最低金額を提示するというのがよくあったが、最近は見るのが少なくなった。

竹下委員 No.60の「加茂中学校特別教室棟改築機械設備工事」での例だが、工事内訳書を見ると、入札参加各社の一般管理費にはばらつきがある。標準額というものはあるのか。

事務局 設計金額を積算する際に、この一般管理費は経費率で算出するようになっており、工事金額の違いによってその比率は違うしくみになっている。

竹下委員 この一般管理費とは、会社としての維持経費や利潤部分を計上するところでもあるので、各社が調整をしてはじき出すことも可能でばらつきはあり得るものと考えている。

事務局 他工事入札では、この一般管理費が0円としていた事例もあったが、調整弁として機能するにしても幅は大きすぎる。一般管理費を削りすぎるのは問題があると思う。

竹下委員 他に工事入札では、この一般管理費が0円としていた事例もあったが、調整弁として機能するにしても幅は大きすぎる。一般管理費を削りすぎるのは問題があると思う。

事務局 次にNo.110の入札調書で、「入札書と内訳書が相違により無効」と記載されているが、その内容はなにか。

事務局 工事内訳書を見ていただきたいが、入札金額は「20,900,000円」でありながら、工事内訳金額の合計は「29,900,000円」と違う金額を記入したためである。

竹下委員 No.73の工事内訳書で、入札金額欄には取り消し線が引かれているものがあるが、これでいいのか？

事務局 この入札参加業者は、工事内訳書が2枚にわたってしまったもので、1枚目に入札金額を記載したから、2枚目の欄は削除のつもりで、このように記載したものと考えている。

竹下委員 No.61の「就将小学校屋内運動場改築電気設備工事」とNo.63の「湊山中学校屋内運動場改築電気設備工事」の入札での内訳書で、同じ業者でありながら、片方は手書きで片方は活字となっているのはなぜか？おかしいのではないか。

事務局 以前の審議会でも竹下委員から手書きでの工事内訳書について疑問が出されたので、その後、いくつかの手書きで出してきた入札参加者に理由を聞いたことがある。それによると、パソコンで一から枠組み作成からはじめるより、市が配布しているPDFファイルでの工事内訳書に手書きで記入した方が楽な場合もあるとのことで、どちらの方法をとるかは入札参加者に任せている。

竹下委員 手書きでの工事内訳書では、きちんと積算をしていないのではないかと不審を抱く。その会社の信用度を下げるものである。工事内訳書は手書きは駄目ということにしてほしい。

事務局 入札参加者に必要以上の負担を掛けさせるようなことになり、強制はできない。

竹下委員 積算ソフトは何で、工事内訳書を作っているか調査しては。今どきパソコンのない業者はない。

西村委員 竹下委員の指摘は、談合で、落札しようとする者は自己の積算に基づいてきちんとパソコンで、その他の業者は他からの金額情報をもとに手書きで作成するという意味か？

事務局 竹下委員のこれまでの審議会でのお話では、そのような観点で問題視しての再度の指摘と考えている。

松原会長 手書きの場合は、記入間違いをしてしまうということもあるのではないか。パソコン使用なら間違わないのではないか。

事務局 手書きをすぐ禁止させることはできないが、不自然な手書きの場合があるかは、観察していきたいと考えます。

竹下委員 こんなことがあるから、やはり審議での抽出案件は増やしてデータ集めが必要と考える。

西村委員 手書きで内訳書を作成した業者が、落札することはあるのか？

事務局 あります。今回の案件でもあるNo.63のものがそうである。

竹下委員 会社規模が大きいところが手書きとは考えられない。

中村委員 下水道関係の設計業務入札で、同じような入札の中で、No.G11の「外浜処理区下水道工事実施設計委託その9」が、落札率が69.1%と低くなっているがなぜか？

事務局 この設計業務の内容として下水道工事でも管口径が大きいものを予定している。このような場合、大手設計会社を指名することになるが、このメンバーが全国での激しい受注競争を反映して、低価格入札となる。  
この現象については、冒頭に過去の業務委託の落札率の推移でも説明したが、平成18年19年に落札率が急激に下がり、最低制限価格制度の導入の契機になったのが、今回のような場合である。

中村委員 市内業者だけでの入札はできないのか？

計画整備課 口径が大きい場合には、技術的な問題があり市内業者では無理と判断している。

中村委員 市内業者がいないので、この結果ということか？県外業者でやると落札率は下がるのか？

事務局 そのように考えている。全国規模では受注の機会を求めて低価格入札が横行している。

竹下委員 No.42の「クリーンセンタークレーンバケット設備修繕工事」だが、この工事は毎年実施するものか？

環境事業課 隔年ごとに実施している。

竹下委員 耐用年数はどれぐらいか？

環境事業課 部品によって異なる。

竹下委員

今回の工事では、ごみクレーン用と灰クレーン用と2つのものを同時に発注している。一括して発注すると、その内訳の詳細が明確にならず、他との比較ができにくい。

松江市では新しいクリーンセンターが稼働開始となるが、その比較もしたい。

環境事業課  
竹下委員  
環境事業課

クリーンセンターのボイラーとは何号まであるのか？

1号から3号までである。

加熱機はそれぞれにあるのか？

そうである。

なお、松江市のクリーンセンターの話があったが、この4月から稼働を始めるとは聞いているが、米子市のものとは焼却炉などのしくみが違うものである。松江市は維持工事関係は15年の長期契約を考え随意契約になるかもと聞いている。

米子市でも長期契約方式を検討しているが、随意契約で一括とかではなく、各装置の設置メーカーごとの契約も検討している。

竹下委員

これまでの審議でも、必ずしも設置メーカーに依存しなくていい部分は地元に入札発注していることは聞かせてもらっている。

環境事業課

ところで、契約期間として長期・短期のメリット・デメリットは？

クリーンセンターの場合、3つの炉があり、また24時間体制で稼働している。単年度契約であれば、年度区分のため、今年度は何号炉、来年度は何号炉という形での対応だが、長期契約だと、もう少し効率的な維持ができるとの考えが全国的である。

竹下委員

クリーンセンターのような施設は、先に参入した業者が有利であり、メンテナンスが高額なのに、他の業者は後から参入できない。受注後の修繕費で、もうけを出そうということもある。焼却施設では全国的な談合事件で摘発もされている。そのため、修繕費の明細は一括とかではなく細かい単位で見積書を出させて毎年度の比較なり、よく検討すべきだが可能か？

環境事業課  
松原会長  
竹下委員

その中身が分かりやすい発注となるように検討したい。

発注に当っては疑念をいだかれないように心掛けてほしい。

事務局が用意する資料についてであるが、以前に米子市の入札制度の変遷が分かるものをもらったが、最新のものがほしい。

事務局  
竹下委員

次回の審議会には最新のものを作成して配布します。

野田市の公契約条例についてであるが今回配布された資料を見ただけでは内容が分からない。米子市として野田市に視察に行ったのか？

事務局  
竹下委員  
松原会長

昨年11月に視察に行った。

野田市の実情が知りたいので、また説明をしてほしい。

次回の審議会では、その視察内容も含めて委員の皆さんにレクチャーしてください。

では、以上で本日の審議会を終了します。

[午後4時15分終了]